

○松山衛生事務組合の議会の議決に付すべき契約 および財産の取得または処分に関する条例

制 定 昭和 41 年 6 月 23 日条例第 1 号

改 正 昭和 48 年 10 月 25 日条例第 1 号 昭和 53 年 10 月 11 日条例第 1 号

(この条例の趣旨)

第 1 条 議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関しては、この条例の定めるところによる。

(議会の議決に付すべき契約)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 8,000 万円以上の工事または製造の請負とする。

(議会の議決に付すべき財産の取得または処分)

第 3 条 地方自治法第 96 条第 1 項第 7 号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得または処分は、予定価格 6,000 万円以上の不動産または動産の買入れまたは売払い（土地については、1 件 5,000 平方メートル以上のものに係るものに限る。）とする。

付 則

この条例は、昭和 41 年 4 月 2 日から施行する。

付 則（昭和 48 年 10 月 25 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 53 年 10 月 11 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。